

「那覇市動物の愛護及び 管理に関する条例」 と本市の取り組みについて

第16回那覇市議会報告会
- 都市建設環境常任委員会 -



条例制定の背景

- 多頭飼養崩壊
- 飼育放棄(ネグレクト)
- 遺棄虐待
- 放し飼い
- 糞尿被害

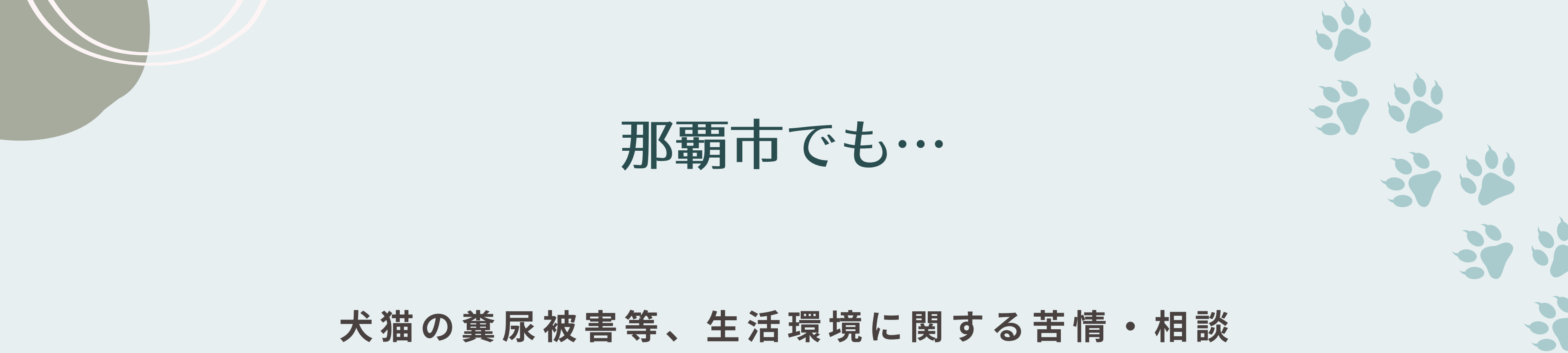
など様々な問題が全国的に発生している状況



条例制定の背景

「動物の愛護及び管理に関する法律」の施行

- 犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖制限の義務化
- 中核市等へ動物愛護管理担当職員を必ず置くこと

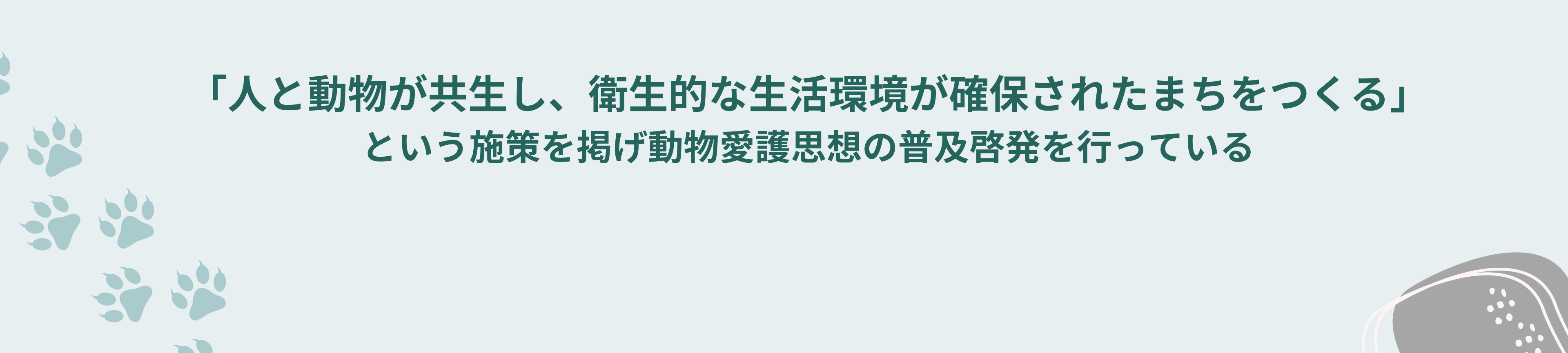


那覇市でも…

犬猫の糞尿被害等、生活環境に関する苦情・相談

毎年 1 千件以上

「人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる」
という施策を掲げ動物愛護思想の普及啓発を行っている

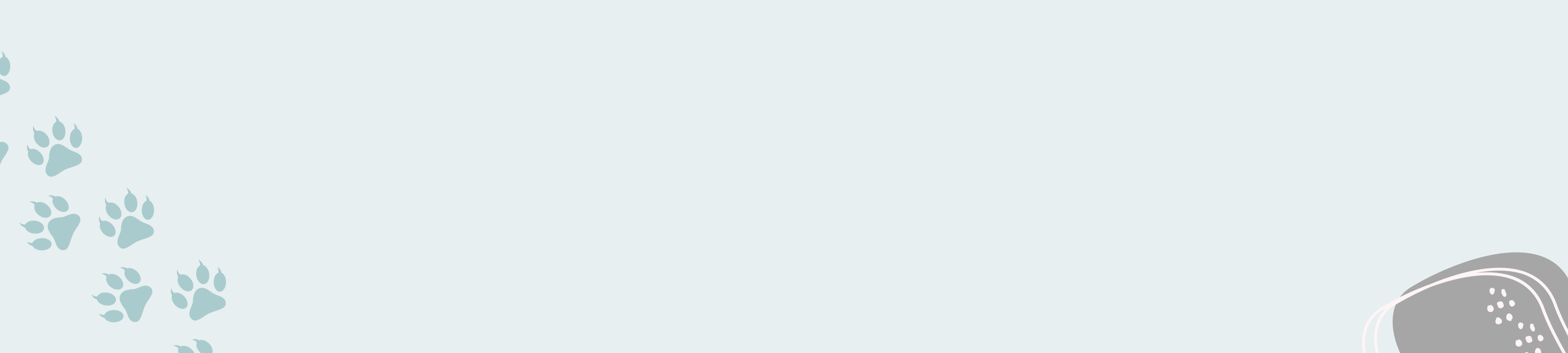




那覇市でも…

「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」

令和 3 年 6 月 1 日 施行



目的

「人と動物が調和し、
及び共生する地域社会の実現に寄与する」こと

「人と動物との調和のとれた共生社会の推進について
基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項
を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、
並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、
動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」とい
う。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び
共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

(本文より)



それぞれの役割と責務

那覇市（行政）

1. 動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、実施すること
2. 広報 その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努める

市民

1. 動物の愛護及び管理に関することの理解
2. 市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策への協力

飼い主

1. 命を終えるまで適正飼養をすること
2. 繁殖を防止するための必要な措置を講ずること
3. 感染症を予防するための必要な措置を講ずること
4. マイクロチップ等の自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること
5. 災害等に備えること

飼い主の遵守事項

動物の適正飼養の観点から、
飼い主の義務として次のことを定めます。

- ①その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと
- ②疾病の予防、健康管理、疾病等への適切な措置を行うこと
- ③飼養場所を清潔に保つこと
- ④公共の場所等を不潔にしないこと
- ⑤鳴き声や臭い等により人に迷惑を及ぼさないこと
- ⑥逸走防止の対策を行い、逸走した場合は搜索すること



犬の飼い主の遵守事項

- ①飼い犬について、下記に該当する場合を除き、
他人に接触しないよう、常に係留をしておくこと
 - ア：警察犬、身体障害者補助犬等とその目的のために使用する場合
 - イ：ドッグラン等の施設で訓練又は運動をする場合
 - ウ：リードを保持して散歩等をする場合
 - エ：生後91日未満の犬である場合
- ②種類等に応じ、適正に運動させること
- ③種類等に応じ、しつけを行うこと
- ④公共の場所等にふんをしたときは、ふんを持ち帰ること
- ⑤他人の見やすい場所に
飼養又は保管をしている旨を掲示すること





猫の飼養等について

本条例では、飼い主の判明しない猫の収容及び殺処分の減少、並びに地域の生活環境の保全を図ることを目的として猫の飼養等について、次の規定を設けます。

- ① 飼い猫は、屋内飼養に努めること
- ② 所有者の判明しない猫に給餌を行う者は、猫の繁殖を防止し、地域の生活環境を損なわないようにし、地域住民の理解が得られるように努めること

その他の規定

- ・動物の収容や引取りについて
- ・動物による事故が発生した際の対応やその後の措置について
- ・飼えなくなった犬猫をやむを得ず引取る場合の手数料や収容した動物の返還にかかる手数料
- ・動物愛護管理員等の設置について
- ・条例に違反した場合の罰則についてなどの規定があります。

(補足：引取りについては、動物愛護の観点から慎重に対応を行います。罰金及び科料を見直し、強化)



那覇市の取り組み

- ①犬猫適正飼養推進事業
- ②飼い主のいない猫の
不妊去勢手術実施事業



那覇市の取り組み

犬猫適正飼養推進事業

- ①犬猫等の飼い主に対する適正飼養の普及啓発
- ②飼い主からの犬猫の引取り、
所有者の判明しない犬猫の引取り、
負傷動物の収容
- ③犬猫等の返還、譲渡、殺処分
- ④犬の登録及び狂犬病予防注射の推進
- ⑤徘徊犬の捕獲



那覇市の取り組み

飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業

- 市民や自治会等からの相談や申請に基づき、飼い主のいない猫への不妊去勢手術の必要性を広く普及啓発を行い、不妊去勢手術を実施し、手術後の猫は元の場所に戻す。
- 動物愛護団体や個人等へ不妊去勢手術を広げる周知広報活動を図ることにより、飼い主のいない猫の繁殖抑制、糞尿被害などの衛生環境上の問題の軽減、飼い主のいない猫の収容数及び殺処分数の減少が見込まれる。

令和2年度 実績:不妊去勢手術実施数 :215匹

令和3年度 実績:不妊去勢手術実施数 :207匹 (1月20日時点)



もっと詳しく
知りたい方は



◀ 那覇市
環境部 環境衛生課
ウェブサイト

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasite tuduki/animal/zyoreiseitei.html>

ご清聴ありがとうございました



都市建設環境常任委員会